

旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務委託仕様書

白子町（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の両者において、「旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務委託」に関し、以下のとおり仕様を定める。

1 業務名称

旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

（業務目的）

旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用と隣接する白子町アクア健康センターの再整備を併せて実施し、海浜空間との一体感の醸成により町の魅力向上・活性化を促し、地域振興及び交流人口の拡大を図る。

そのため、旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の観光資源としての可能性やニーズを把握し、当該跡地等を海浜エリアにおける新たな観光・交流拠点として整備するための基本構想を策定するものである。

（業務内容）

（1）共通事項

本業務に係る専門的・技術的な支援・提言

（2）計画準備

業務計画書及び作業スケジュールの作成

（3）現状把握、各種計画等及び関連法令の整理

既存資料等を活用して本町及び周辺エリアの現状把握と分析を行うとともに、国、県及び本町の各種計画や関連法令等について整理する。

（4）事例調査

本基本構想に類似する事例の情報収集を行う。

（5）旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等に関する観光需要調査

①WEBアンケート調査

【実施時期】令和4年8月～9月

【対象】千葉県及び南関東地方居住者500サンプル

②グループインタビュー

【実施時期】令和4年9月～10月

【対象】千葉県及び南関東居住者20名

(6) 旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等に関する事業者ヒアリング調査

【実施時期】令和4年10月～11月

【対象】町内観光関連事業者15社及び町民代表5名程度

対象者の選定は町と協議のうえ決定する。

(7) 旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想の策定

【実施時期】令和4年12月～令和5年1月

基本構想については、各調査結果を踏まえ、地域情勢、観光客来訪の目的やストーリー等、カスタマージャーニーを意識した具体的な提案を盛り込むこと。

(8) 実施報告書の作成

【実施時期】令和5年1月

(9) その他

①本事業を踏まえた次年度以降の取組に対して、受託者が提供可能なソリューションを提案する。

②受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、町と十分協議しながら行うものとし、適宜業務の進捗状況を報告する。なお、協議及び打ち合わせについては、会議録の作成を行う。

4 成果品の提出

(1) 成果品

①旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想（案）

・ A4版カラー製本 1部

②旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務実施報告書

・ A4版カラー製本 1部

③上記（1）及び（2）の電子データ 一式

（CD-R 又は DVD-R・Word、Excel、PowerPoint 等編集可能なもの）

(2) 成果品の検査等

本町検査員の検査合格をもって業務の完了とする。なお、成果品の不備又は誤り等が発見された場合には、修正作業を行う。

5 成果品の帰属

納入された成果品の著作権および所有権はすべて甲に帰属し、甲の許可なく成果品を公表、貸与、複写、使用することを禁止する。

6 納期・納入場所

成果品の納期及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納期 甲の指定する日
- (2) 納入場所 白子町役場 企画財政課

7 機密の保持及び守秘義務

本業務の遂行上知り得た事項や情報について、第三者に漏らしてはならない。また、甲の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。

乙の守秘義務については契約終了後も継続する。

本業務により得られたデータ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたり、決して外部に漏洩することのないように万全の体制を講じなければならない。また、公共事業の受託者としての中立性を厳守しなければならない。

なお、乙の責により秘密が漏洩し、甲が損害を受けた場合、乙はその損害に対し賠償の責を負う。

8 経費

この契約履行上必要な経費は、全て委託料に含まれる。

9 実施体制及び業務の履行

本委託業務を遂行するにあたり、必要な要員を確実に手配し、十分な知識・経験を有する者を配置して、委託契約約款等に基づき誠実・正確かつ迅速に履行すること。なお、町の要請により現地（白子町内）での打ち合わせを実施することを踏まえ、本業務に対する専任者を選定する。

10 支払方法

甲が履行を確認後、乙の請求に基づき一括で支払う。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲の指示又は甲乙協議のうえ決定する。
- (2) 本契約の際、甲乙協議のうえ、本仕様書の内容を一部変更することができる。